

平成20年5月8日

平成20年第1回岬町議会臨時会

第1日会議録

平成20年第1回(5月)岬町議会臨時会第1日会議録

平成20年5月8日(木)午前10時01分開議

場 所 岬町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	8番 谷 本 貢
9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹	11番 辻 下 文 信
12番 辻 下 正 純	13番 田 代 堯	14番 小 川 日出夫
15番 竹 内 邦 博		

欠席議員 1名(7番 奥野 学)

傍 聴 な し

地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総 務 部 理 事 時 岡 貢
企 画 部 長 笠 間 光 弘	企 画 部 理 事 竹 本 靖 典
住 民 部 長 白 井 保 二	福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄
事 業 部 長 松 永 英 三	上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜
会 計 管 理 者 兼 理 事 瀧 原 義 仁	教 育 部 長 岡 田 耕 治
総 務 部 副 理 事 兼 総 務 法 制 課 長 南 康 明	総 務 部 行 財 政 改 革 課 長 四 至 本 直 秀
企 画 部 企 画 人 事 課 長 保 井 太 郎	住 民 部 副 理 事 兼 税 務 課 長 入 口 博 行
住 民 部 保 険 年 金 課 長 古 橋 重 和	

本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局課長代理  
兼 議会係長 竹 下 雅 樹

会 期

平成20年5月8日から9日(2日間)

会議録署名議員

13番 田 代 堯 14番 小 川 日出夫

#### 議事日程

- |      |  |
|------|--|
| 日程1  | 会議録署名議員の指名   |
| 日程2  | 会期の決定  |
| 日程3  | 議案第37号 専決処分の承認を求める件(平成19年度岬町一般会計補正予算(第5次))         |
| 日程4  | 議案第38号 専決処分の承認を求める件(平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第4次))   |
| 日程5  | 議案第39号 専決処分の承認を求める件(平成19年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第3次))    |
| 日程6  | 議案第40号 専決処分の承認を求める件(平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3次)) |
| 日程7  | 議案第41号 岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件                          |
| 日程8  | 議長辞職の件   |
| 日程9  | 選挙第1号 議長の選挙  |
| 日程10 | 副議長辞職の件  |
| 日程11 | 選挙第2号 副議長の選挙                                       |
| 日程12 | 選任第1号 常任委員会委員の選任                                   |
| 日程13 | 選任第2号 議会運営委員会委員の選任                                 |
| 日程14 | 選任第3号 特別委員会委員の選任                                   |

- 日程15 推せん第1号 農業委員会議会選出委員の推せん
- 日程16 選挙第3号 阪南岬消防組合議会議員の選挙
- 日程17 議案第42号 監査委員の選任について同意を求める件
- 日程18 総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程19 厚生委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程20 事業委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程21 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程22 議案第43号 専決処分の承認を求める件（岬町税条例の一部改正）

(午前10時01分 開会)

辻下正純議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成20年第1回岬町議会臨時会を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時1分でございます。

本日の出席議員は13名です。欠席者数は1名です。

定足数に達しておりますので、本臨時会は成立しました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

辻下正純議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。13番田代 堯君、14番小川日出夫君、以上の2名の方をお願いいたします。

辻下正純議長 日程2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、5月8日から9日までの2日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日5月8日から9日までの2日間に決定しました。

辻下正純議長 それでは、本臨時会の開会に当たり、町長からあいさつを求められておりますので、これを許可します。石田町長。

石田町長 おはようございます。

岬町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

我が町の花でありますツツジの花が、あちらこちらでその盛りを迎え、木々の緑も日ごと、その鮮やかと増しつつあるきょうこのごろでございますが、議員各位におかれましては、日々熱心な議会活動を展開されておられますことに心より敬意を表するものでございます。

ねじれ国会の影響で、ガソリンの値段が上がったり下がったり、また、大阪府におきましては、橋下知事による改革の全体像がはっきり見えてこない中、非常に難しい行政のかじ取りではございますが、あらゆる角度から情報収集を行い、住民の皆様にも多大な不利益が生じないように、行政運営に努めてまいります。どうぞ、議会の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、本臨時会にご提案申し上げております議案でございますが、平成19年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件外専決処分の承認を求める件が4件、事件案件といたしまして、岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件が1件、人事案件といたしまして、岬町監査委員の選任について同意を求める件が1件でございます。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

辻下正純議長 町長のあいさつが終わりました。

辻下正純議長 日程3、議案第37号「専決処分の承認を求める件（平成19年度岬町一般会計補正予算（第5次））」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程3、議案第37号、専決処分の承認を求める件（平成19年度岬町一般会計補正予算（第5次））につきまして、ご説明いたします。

平成19年度一般会計決算（見込）におきまして、大阪府市町村振興補助金等特定財源の確定に伴う財源更正及び地方債借入額の決定による地方債限度額の変更等に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

補正予算の内容をご説明させていただく前に、平成19年度一般会計決算見込みについてご説明させていただきます。

今日の厳しい経済情勢を受け、本町の財政は引き続き極めて厳しい状況にあることから、平成19年度決算におきましても、厳しい財政運営となりましたが、大阪府市町村振興補助金や大阪府市町村施設整備資金貸付金、退職手当債の発行などによる特定財源の確保とともに、税源移譲や超過税率に係る増収効果に加え、平成18年3月策定の岬町集中改革プランに基づく行財政改

革への取り組みを進めた結果、5,000万円程度の黒字となる見通しでございます。

このように、19年度につきましては、町税は増収は図られ、大阪府振興補助金は、大阪府の全体予算額が減少している中で、ほぼ前年度並みの額が確保され、府貸付金、退職手当債につきましても、要望していた金額を確保することができました。

また、特別地方交付税は、昨年度より増額がなされるなど、好材料が重なった結果となっております。しかしながら、去る4月11日に発表されました大阪府改革プロジェクトチームによる財政再建プログラム試案では、福祉、医療、教育を含むすべての施策分野において大きな見直しが行われるという非常に厳しい内容となっており、これらが実施されれば、平成20年度当初予算において、既に見込んでいた収入から多額の歳入欠陥が生じることとなり、町財政に甚大な影響が生じることが懸念されております。

さらに、地方自治体の財政破綻を未然に防止する地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行が、平成20年度決算に基づく措置から適用されることとなり、一般会計のみならず、すべての特別会計に係る財政の健全化が求められることから、現在、資金不足が生じている住宅用地造成事業特別会計の精算を行うためには、大きな財政負担が生じる見通しでございます。

景気には若干の明るさが見えつつありますが、国の三位一体の改革により、地方交付税や国庫補助金等に係る厳しい見直しなどにより、今後とも依然として厳しい財政運営を余儀なくされることと予想されます。

なお、現在、出納整理期間中であり、歳出面におきましては不用額が確定していないこと、また、歳入面におきましては、府補助金等の一部補助金の確定がおくれていることから、今後、数値の変動が予想されるところでございます。したがって、あくまで現時点における見込みとしてご理解願いたいと思います。

また、決算の詳細につきましては、決算認定に係る議案上程時に、改めてご報告させていただきます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明させていただきます。

平成19年度一般会計補正予算(第5次)につきましては、特定財源の確定に伴う財源更正及び歳出不用額の調整に加えまして、これまで財源といたしておりました財政調整基金等の繰入金を減額調整するとともに、今後の財政運営に資するため、財政調整基金等への積み立てを行う内容となっております。

議案書1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,852万1,000円を追加しまして、歳入歳出

の総額を歳入歳出それぞれ67億4,053万9,000円とするものでございます。

2ページを参照願います。

第1表歳入歳出予算補正をごらんください。まず、歳入予算の概要につきまして、ご説明いたします。なお、詳細につきましては、13ページから18ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

町税につきましては、決算見込みを踏まえまして、4,704万6,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、個人所得割2,158万2,000円、法人税割2,103万6,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税につきましては、交付決定に伴いまして、合計で2,075万2,000円を減額計上いたしております。

国庫支出金につきましては、交付決定に伴いまして、185万8,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、児童手当国庫負担金163万6,000円、幼稚園就園奨励費補助金22万2,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

府支出金につきましては、4,718万9,000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、大阪府市町村振興補助金が、合計で4,800万円、地域青少年社会教育総合事業費補助金174万9,000円をそれぞれ増額計上するものでございます。

財産収入につきましては、基金預金利子の決定に伴いまして、89万円を増額計上するものでございます。

繰入金につきましては、特定財源の確定に伴う財源更正や歳出不用額の調整を行うことによりまして、これまで財源といたしておりました財政調整基金繰入金や公共施設整備基金繰入金等の各種基金繰入金について、合計で8,671万9,000円を減額計上するものでございます。

主な内容といたしましては、財政調整基金繰入金1億2,818万8,000円、公共施設整備基金繰入金4,506万8,000円をそれぞれ減額計上する一方、地域福祉基金繰入金8,653万7,000円を増額計上するものでございます。

4ページをごらんください。

諸収入につきましては、585万4,000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、大阪府市町村振興協会市町村交付金(宝くじ交付金)であります。883万1,000円を増額計上する一方、土砂災害情報相互通報システム受託事業収入301万7,000円を減額計上するものでございます。

町債につきましては、地方債同意額の決定及び大阪府市町村施設整備貸付金の決定に伴いまして、1億3,096万3,000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、集会所整備事業債800万円、退職手当債4,550万円、防災啓発公園整備モデル事業債8,900万円をそれぞれ増額計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。5ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、19ページ以降に記載されておりますので、あわせてご参照願います。

まず、総務費につきましては、指定統計費に係る不用額116万7,000円を減額計上いたしております。

民生費につきましては、2,299万8,000円を減額計上いたしております。また、主な内容といたしましては、保育所臨時職員賃金1,016万9,000円、保育所人材派遣業務委託料977万4,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

衛生費につきましては、受診件数実績に伴いまして、基本検診委託料180万円を減額計上するものでございます。

農林水産業費につきましては、1,017万5,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、漁業集落排水事業特別会計繰出金347万9,000円、漁港改修負担金490万5,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

土木費につきましては、2,398万9,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、町道西畑線道路改良事業935万2,000円、下水道事業特別会計繰出金599万1,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

6ページをごらんください。

消防費につきましては、阪南市岬町消防組合負担金の精算に伴いまして、447万6,000円を減額計上いたしております。

教育費につきましては、639万9,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、中学校外国青年招致事業に係る臨時職員賃金113万6,000円、小学校の用務員介助員に係る臨時職員360万2,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

公債費につきましては、一時借入金利子267万2,000円、地方債利子償還金256万7,000円、合計で523万9,000円を減額計上するものでございます。

諸支出金につきましては、1億476万4,000円を増額計上いたしております。これは基金預金利子及び前年度決算上の歳計剰余金を各種基金へ積み立てを行うとともに、今後の財政運営に資するため、財政調整基金に積み立てを行ったことによるものでございます。

続いて、7ページから9ページをご参照願います。

第2表地方債補正をごらんください。

まず、追加といたしましては、し尿処理施設整備事業ほか3事業、変更といたしましては、漁港整備事業ほか4事業、廃止といたしましては行政改革推進債を地方債同意額の決定等に伴いまして、それぞれ限度額の補正を行うものでございます。なお、変更の漁港整備事業ほか4事業については、起債の方法、利率、償還の方法については変わりはありません。また、追加のし尿処理施設整備事業ほか3事業は表のとおりであります。利率につきましては、平成19年6月議会において、田代議員より質問があった利率につきましては、平成20年度から上限を5%にしているところでございますが、今回の19年度会計処理の統一性を考慮して、上限を7%ということにいたしておるところでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。和田勝弘議員。

和田勝弘議員 13ページの住民税の減額についてですけど、この要因について、説明をお願いします。

次に、14ページのゴルフ場、ゴルフ場については、岬町は2カ所あるんですけど、一応これに載っているのはゴルフ場だけに1カ所になってるんで、どちらの方がよけ入るのか入らないのか、これはちょっととして、人員だけでも、どちらの方が多いのか少ないのかぐらいの説明をお願いします。

次に、17ページの地域福祉基金繰入金、これ当初予算ではついてないと思うんですわ。今度ついているのは、どこからというんか、どのようにしてついてきたのかだけ、説明をお願いします。

次に、18ページの町債の借入先は、国・府・銀行となっているんか、この借入先を説明お願いします。できればね、一番安い利率で借れるところがあればいいのじゃないかということで質問させていただきます。

それと、もう2点ですが、24ページの公債費ですけど、公債費12億6,000万円、ことはなっておりますが、あとの残高ですけど、残高の借入先、また金額について、ここで方向と言うたら何でございますが、後ほど資料を出していただきたいということだけお願いしておきます。

もう1点は、24ページの減債基金積立金とあるんですが、これはどのようなことになってるんか、これをお願いします。よろしく頼みます。

以上です。

辻下正純議長 白井部長。

白井住民部長 それでは、私の方からは、町税減額の補正の要因につきまして、ご説明申し上げたいと思います。

今回の補正予算におきまして、町税におきまして、4,704万6,000円の減額を行っております。その内訳といたしまして、個人の所得割で2,158万2,000円、法人均等割で442万8,000円、同じく法人税割で2,103万6,000円の減額となっているところでございます。

この主な要因といたしまして、まず、個人所得割につきましては、平成19年度は、国から地方への税源移譲や定率減税の廃止によりまして、昨年度に比べまして、税額自体は増加しておりますが、税収の基礎となります個人所得、とりわけ給与所得の下落率が予算編成時の見込みを上回ったことが主な要因でございます。具体的に申し上げますと、予算編成時におきましては、景気回復の流れ等を受けまして、給与所得では、前年度並みの約3%程度の下落を見込んでいるわけなんですけれども、実際の課税時期におきまして、約5%の下落となったことが今回の減額の主な要因でございます。

次に、法人均等割につきましては、関西国際空港土砂採取事業が平成18年5月に終了したことに伴いまして、この工事に参画しておりました大手建設業者、8社でございますけれども、8社を初めといたしまして、法人13社が閉鎖または撤退したことによる減額でございます。

次に、法人税割につきましては、岬町で法人税額が大きい2社の法人税の申告額の減額が主な要因になってございまして、平成19年度の予算の編成時におきましては、前年の平成18年度決算に基づきます法人税の申告額や、今後の景気動向等を踏まえまして、各法人の業績は、まず横ばいであろうということで想定して予算を計上したわけなんですけれども、町内の主な法人につきましては、平成19年度の法人税の申告額につきましては、いずれも減収となったことが今回の予算の減額を行った要因でございます。

以上でございます。

辻下正純議長 四至本課長。

四至本総務部行財政改革課長 和田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、ゴルフ場の利用者の件でございますけれども、これにつきましては、平成18年度の利

用者ですけれども、大阪ゴルフ場で79名、みさきゴルフで142名という形になっております。

それと、繰入金のところでは、地域福祉基金が、今回、何で財源として出てきたかということでございますけれども、これにつきましては、平成19年度当初予算の作成段階では、地域福祉基金がゼロになるという見込みでございまして、当初予算では計上しておりません。今回、先ほども説明しておりますけれども、これにつきましては、決算として残りましたので、財政調整が可能な、使途が制限されない財政調整基金を残すために、今回、このような財源更正という形になっております。

それと、町債につきましては、平成19年度、今現在、見込みですけれども、残額としましては、普通会計ベースで106億7,500万、特別会計で54億7,100万程度という形になるかというふうに予想しております。

それと借入先、町債の借入先等でございますけれども、これはいろいろな町債がございまして、現在、今、借りておりますのは、政府財政資金融資とか、それとJA、企業銀行等の市中銀行、それと公庫という形のものとか、大阪府とかにも借りております。それについては、先ほど資料提供と言われておりますので、再度、資料提供させていただきたいというふうに思います。

それと、減債基金ですけれども、減債基金につきましては、この目的ですけれども、これにつきましては、町公債費の償還財源に充てる、それとか財政の健全な運営に関するための資金を積み立てるといった形のために設けられた基金ということでございます。

以上でございます。

辻下正純議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより議案第37号「専決処分の承認を求める件(平成19年度岬町一般会計補正予算(第5次))」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第37号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

辻下正純議長 日程4、議案第38号「専決処分の承認を求める件（平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

白井住民部長 日程4、議案第38号、専決処分の承認を求める件（平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）につきまして、ご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分理由についてご説明いたします。議案書の裏面をご参照ください。

平成19年度岬町国民健康保険特別会計決算（見込）におきまして、普通調整交付金等特定財源の確定に伴う財源更正及び国保財政基盤安定基金への積立に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分したものでございます。

補正予算の内容についてご説明いたします。予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,642万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億7万8,000円とするものでございます。

次に、歳入予算の概要についてご説明いたします。予算書の2ページを、詳細につきましては5ページ及び6ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

まず、国庫支出金、国庫負担金として1,620万8,000円の減額を、国庫補助金として3,293万8,000円の減額を、合わせて4,914万6,000円を減額補正するものでございます。これは医療費に充てる療養給付費負担金、普通調整交付金及び高齢者医療制度円滑導入事業費補助金が確定したことに伴う減額補正でございます。

次に、府支出金、府補助金として、2,970万8,000円を減額補正するものでございます。これは医療費に充てます普通調整交付金が確定したことに伴う減額補正でございます。

次に、繰入金、他会計繰入金といたしまして70万円を、基金繰入金として5,167万7,000円を、合わせて5,237万7,000円を増額補正するものであります。これは出産育児一時金に充てるための一般会計繰入金及び今回の決算見込みにおきまして、特定財源の確定等により、保険料に不足が生じることに伴う増額補正でございます。

次に、財産収入、財産運用収入として5万1,000円を増額補正するものでございます。こ

れは国保財政基盤安定基金の預金利子であり、この全額を歳出において積み立てを行うものでございます。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。予算書の3ページを、詳細につきましては7ページ及び8ページをあわせてご参照願います。

総務費、総務管理費におきまして、高齢者医療制度円滑導入事業費補助金の活用に伴う財源更正の補正を行っております。

次に、保険給付費、療養諸費において1,752万7,000円を、高額療養費において895万円をそれぞれ減額補正するとともに、出産育児費におきまして、一般会計繰入金金の確定に伴う財源更正の補正を行っております。これは一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費及び出産育児一時金の確定に伴うものでございます。

次に、基金積立金におきましては5万1,000円を増額補正するものであります。これはさきにご説明申し上げました基金預金利子を国保財政基盤安定基金に積み立てるものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより議案第38号「専決処分の承認を求める件(平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第4次))」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第38号は、原案のとおり承認することに決定しました。

辻下正純議長 日程5、議案第39号「専決処分の承認を求める件(平成19年度岬町下水道事

業特別会計補正予算（第3次）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 日程5、議案第39号、専決処分の承認を求める件（平成19年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次））の件について、ご説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分しましたので、同条3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

裏面を参照願います。

専決理由といたしましては、平成19年度岬町下水道事業特別会計決算（見込）におきまして、国庫補助金等特定財源の確定に伴う財源更正及び地方債借入額の決定による地方債限度額の変更に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億546万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,924万6,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

第1表歳入歳出予算補正をごらんください。まず、歳入予算の補正について説明させていただきます。なお、詳細につきましては6ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

歳入といたしましては、繰入金、一般会計繰入金599万1,000円並びに基金繰入金1,187万6,000円を減額補正するものでございます。減額理由といたしましては、下水道事業費の確定によるものでございます。

次に、町債7,510万円を減額補正するものでございます。減額理由といたしましては、主に、工事請負費等の落札減によるものでございます。

次に、国庫支出金、国庫補助金1,250万円を減額補正するものでございます。減額理由といたしましては、町債と同様、主に、工事請負費の落札減によるものでございます。

次に、3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては7ページから8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

歳出といたしましては、総務費、下水道総務費1,131万2,000円を減額補正するものでございます。減額理由といたしましては、主に、南大阪湾岸南部流域下水道組合分賦金の確定及び下水道施設の修繕料並びに維持管理委託料の落札減によるものでございます。

次に、事業費、下水道事業費9,231万1,000円を減額補正するものでございます。減

額理由といたしましては、主に、流域下水道事業負担金及び公共下水道事業再評価資料作成業務委託料の確定並びに工事請負費の落札減及び上水等の移設補償費の確定によるものでございます。

次に、公債費 1 8 4 万 4 , 0 0 0 円を減額補正するものでございます。減額理由といたしましては、平成 1 8 年度起債発行額の確定と借入利率の定率化によるものでございます。

4 ページをご参照願います。

地方債の補正といたしまして、下水道事業費の確定に伴い、起債の限度額 2 億 8 , 7 9 0 万円を 2 億 1 , 2 8 0 万円に変更するものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより議案第 3 9 号「専決処分の承認を求める件(平成 1 9 年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第 3 次))」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第 3 9 号は、原案のとおり承認することに決定しました。

辻下正純議長 日程 6、議案第 4 0 号「専決処分の承認を求める件(平成 1 9 年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 次))」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 日程 6、議案第 4 0 号、専決処分の承認を求める件(平成 1 9 年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 次))の件について、ご説明させていただきます。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分しましたので、同条 3 項の規定により、こ

れを報告し、承認を求めるものでございます。

裏面を参照願います。

専決理由といたしましては、平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算（見込）におきまして、府補助金等特定財源の確定に伴う財源更正及び地方債借入額の決定による地方債限度額の変更に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的な余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,066万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億254万5,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

第1表歳入歳出予算補正をごらんください。なお、詳細につきましては5ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

歳入といたしましては、府支出金、府補助金3,958万5,000円を減額補正するものでございます。減額理由といたしましては、補助対象事業費の確定によるものでございます。

次に、繰入金、一般会計繰入金347万9,000円を減額補正するものでございます。減額理由といたしましては、漁業集落排水事業費の確定によるものでございます。

次に、諸収入、雑入4,000円を増額補正するものでございます。増額理由といたしましては、コピー代金によるものでございます。

次に、町債3,760万円を減額補正するものでございます。減額理由といたしましては、委託料及び工事請負費の落札減並びに上水道の移設補償費の確定によるものでございます。

3ページをご参照願います。

歳出といたしましては、事業費、漁業集落排水事業費7,858万7,000円を減額補正するものでございます。減額理由といたしましては、委託料及び工事請負費の落札減及び上水道の移設補償費の確定によるものでございます。

次に、公債費207万3,000円を減額補正するものでございます。減額理由といたしましては、起債額の確定及び下水道基金からの借り入れによるものでございます。

4ページをご参照願います。

地方債の補正といたしまして、漁業集落排水事業費の確定に伴い、起債の限度額9,960万円を6,200万円に変更するものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いたします。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。和田勝弘議員。

和田勝弘議員 ちょっと1点だけ。7ページの工事支障物件移設補償費、これについてはなぜ減額になったのか、その点、理由だけ。

辻下正純議長 末原部長。

末原上下水道部長 和田議員の質問にお答えさせていただきます。

支障物件といいますのは、主に、水道が移設の対象となっております。水道管の移設ということで、現地の方で、設計書に基づき、試験掘りをいろいろ行いました。その結果、移設の不要な区間も生じたので、これプラス落札減によるということで減額させていただきました。

以上です。

辻下正純議長 他に質疑ございませんか。田代議員。

田代 堯議員 今回の項目なんですけども、工事請負費の漁業集落排水工事の7,300万何がしの入札減なんですけども、どのぐらいの予算の中でこれだけの減が出たのか、その点だけ、差し支えなかったら、ちょっと答弁してほしい。

辻下正純議長 末原部長。

末原上下水道部長 田代議員の質問にお答えさせていただきます。

漁業集落排水事業の浄化センター、これがまず1点ございます。これについては設計金額に対する落札率は85%ということで落札しております。また、漁業集落排水の中には、管路の工事もございます。管路工事については72.24%という形で落札減が生じておりますので、減額させていただきました。

以上です。

辻下正純議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより議案第40号「専決処分の承認を求める件(平成19年度岬町漁業集落排水事業特別

会計補正予算（第3次）」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第40号は、原案のとおり承認することに決定しました。

辻下正純議長 日程7、議案第41号「岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。事業部長、松永英三君。

松永事業部長 日程7、議案第41号、岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件につきまして、ご説明いたします。

岬町海釣り公園指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

岬町海釣り公園の指定管理者につきましては、平成19年6月議会において、岬町小島海釣り公園管理運営協議会を指定することについて、議会の議決をいただいたところでございますが、このたび、同協議会から法人格取得に伴う指定団体の名称変更願が提出されたことから、改めて議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせる施設の名称につきましては、岬町海釣り公園。所在地は、大阪府泉南郡岬町多奈川小島455番地の1他でございます。

指定管理者は、住所、大阪府泉南郡岬町多奈川小島597番地、名称は小島フィッシング株式会社、代表取締役 山原 學でございます。

この法人の設立年月日につきましては、平成20年3月4日、資本金は100万円、事業目的は、釣り具、釣りえさ、魚介類、観光土産等の販売や飲食店等の経営ということでございます。

指定の期間につきましては、平成20年5月10日から平成25年3月31日まででございます。

以上が岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。和田勝弘議員。

和田勝弘議員 昨年の9月25日ですか、前に協定書をもってあれしてるんですけど、今度、法人になったということで、過去に結んだ協定書がそのままか。今度、法人になったら、この協定書も変更せないかんと違うかと思うんですけど、この点について、1点説明願います。

松永事業部長 和田議員のご質問にお答えいたします。

協定の各項目につきましては、当初の指定管理の交付内容で協定を結んでおりますが、業務内容については何ら変わりはありません。ただ、名称変更がございましたので、名称の変更を変更契約としてさせていただくことになるということでございます。

以上でございます。

辻下正純議長 和田勝弘議員。

和田勝弘議員 名称だけということで、それは結構です。ただ、前の協定書は19年9月25日から20年3月15日になってると思うんです。それで、今度、これ法人になってからですけど、最初言うてた5年の指定管理者ということになってるんですが、去年から言いますと、半年多くなるわけですかね。それで、そのときの協定書では、1カ月の売上高とかいろいろのことを報告というんですか、出すようになってると思うんですが。現在、去年の10月から20年の3月までの売り上げというんですか、どのくらい入場者が入って、どのくらいの金額が上がっているのかということをお聞きしたいのと、今、最初に言いました半年の長い、そのときの協定書も、多分、大まかに言うたら、19年9月25日から25年3月31日になってると思うんですけど。この中に、19年9月から20年3月31日というのがちょっと入っているんで、ここで一応、簡単に言うたら、何ぼ何ぼ入りましてんとかいうええ話聞きたいなと、ちょっと思っているんですけど、ここらはどうですか、そのまま半年というんか、これをどういうふうに、1年で一応利益が上がったら出すようになってるんやけど、10月からの分はいつが決まりになるんか、その点、説明願います。

辻下正純議長 松永部長。

松永事業部長 和田議員のご質問にお答えいたします。

指定管理の日付につきましては、和田議員お示しのとおりでございまして、その中で、19年度につきましては、当初の予定の500万円と入場利用料の10%が町へ入るという内容でございまして、19年度なり、施設がちゃんと整備できる、道の駅が完全にできるまでの間は、収益の2分の1を岬町へ入れていただくということになっております。そのあたりの金額につきましては、まだ最終決算が出ておりませんので、確定いたしておりませんが、黒字決算で推移してい

るというのは聞き及んでいるところでございます。

なお、入場者数につきましては、3月31日までで2万2,067人の入場者数がございました。なお、このゴールデンウィーク期間中も、連日400人を超える入場者数があるということで、1日当たり、いつの日でしたか、ちょっと日にちは忘れましたが、夜中の2時に満員になるというような盛況でございまして、非常ににぎわっているというふうに聞き及んでおります。

また、金額につきましては、6月の議会できちっとご報告させていただけると考えておりますので、よろしく願いいたします。

辻下正純議長 他にございませんか。和田勝弘議員。

和田勝弘議員 よくわかりました。ただ、法人に変わったということで、済みませんけど、お願いしておきたいのは、協定書を、また配付というんか、私、いただきたいと思っておりますので、その点よろしく願いしときます。

辻下正純議長 要望でよろしいですね。

田代議員。

田代 堯議員 今、和田議員の関連なんですけどもね。ちょっと確認をしておきたいんですが。

和田議員のとちょっと整合するかわからんのやけども、岬町小島海釣り公園の協議会というのを立ち上げた中で、これで、今度、新たに法人、これは、私は問題ないと思うんですよ。法人化することによって、地元のメリットというのがあるのかどうか。今の協議会の方が、むしろ、私個人としては、幅広く地元の海釣り公園として地元対策の一環になるんじゃないかなと、こういうふうには思っておったんですけども。これを法人化することによって、さらにもっと、そういう閑空によるところの地元対策、地元が潤うというか、そういうのになるのかどうか。法人化することによって、逆に言うと、長きにわたっていく中で、今、和田さんの方から、協定書云々というのをしっかりしておいてくれというのはあるんですが、どうしても独立化してしめて、法人化してしめて、それはならんと思うんですが、特定の方の会社になってしまうおそれがあるかと違うんかと。そういうことにならないようにするための方策は、そういう協定の中で、ちゃんと網羅しているのかどうか、その辺の確認をちょっとしておきたいと、このように思います。

辻下正純議長 松永部長。

松永事業部長 田代議員のご質問にお答えします。

一般的には、法人格を取得するメリットといたしましては、事業の継続性の確保とか、あと、知名度、信頼度の向上、団体名義での契約の締結や財産の取得とか、団体名義での権利義務関係を処理することとか、あと、税制面が大きく違ってくるということでございます。

それと、あと、この法人、先ほどご説明申し上げました資本金100万円、この資本金につきましては、小島漁業協同組合と地元小島自治区とで半々でお持ちでございますので、税制面が優遇され、なおかつ両方で利益を享受できると思いますか、そういう形になっておりますので、特定の方の利益になるということではないというふうに考えております。

以上でございます。

辻下正純議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより議案第41号「岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第41号は、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。暫時休憩します。

なお、全員懇談会を11時15分から第2委員会室で開催いたします。理事者については、中口総務部長の出席を願います。

それでは、暫時休憩します。

(午前11時03分 休憩)

(午後 3時05分 再開)

鍛冶末雄副議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

鍛冶末雄副議長 日程8及び日程9については、私が議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

日程8、「議長辞職の件」を議題といたします。

議長の辻下正純君から、議長の辞職願が提出されております。

地方自治法第117条の規定により、辻下正純君の退場を求めます。

(辻下正純議長 退場)

鍛冶末雄副議長 提出されております辞職願を朗読いたします。

平成20年5月8日

岬町議会副議長殿

岬町議会議長 辻下正純

### 辞 職 願

このたび都合により、岬町議会議長の職を辞職いたしますので、地方自治法第108条の規定により、許可されるよう願います。

お諮りいたします。辻下正純君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鍛冶末雄副議長 異議なしと認めます。よって、辻下正純君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

辻下正純君の入場を求めます。

(辻下正純議員 入場)

鍛冶末雄副議長 ただいま、辻下正純君の議長の辞職が許可されましたので報告いたします。

鍛冶末雄副議長 日程9、選挙第1号「議長の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鍛冶末雄副議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、私から指名することとしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鍛治末雄副議長 異議なしと認めます。よって、私から指名することに決定いたしました。

それでは、私から指名いたします。

議長に、谷本 貢君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました谷本 貢君を議長の当選人と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鍛治末雄副議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました谷本 貢君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました谷本 貢君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、告知をします。

本来は、議長に当選されました谷本 貢君のご承諾があったものとして、ごあいさつをお受けするところでございますが、申し合わせにより、議会役員がすべて決定した後ということで、ご了承願います。

新議長が決まりましたので、私の役目も終わりました。

谷本議長、議長席にお着き願います。

(新議長に交代)

谷本 貢議長 それでは、あいさつは後ほどということになっておりますので、議事を進めさせていただきます。

議事日程について、配付しております議事日程表のとおりとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、議事日程は議事日程表のとおりとします。

谷本 貢議長 日程10、「副議長辞職の件」を議題といたします。

副議長の鍛治末雄君から、副議長の辞職願が提出されております。

地方自治法第117条の規定により、鍛治末雄君の退場を求めます。

(鍛治末雄副議長 退場)

谷本 貢議長 提出されております辞職願を朗読します。

平成20年5月8日

岬町議会議長殿

岬町議会副議長 鍛冶末雄

辞 職 願

このたび都合により、岬町議会副議長の職を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

お諮りします。鍛冶末雄君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、鍛冶末雄君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

鍛冶末雄君の入場を求めます。

(鍛冶末雄議員 入場)

谷本 貢議長 ただいま、鍛冶末雄君の副議長の辞職が許可されましたので報告します。

谷本 貢議長 日程11、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、私から指名することとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、私から指名することに決定しました。

それでは、私から指名します。副議長に、反保多喜男君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました反保多喜男君を副議長の当選人と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました反保多喜男君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました反保多喜男君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、告知をします。

本来は、副議長に当選されました反保多喜男君のご承諾があったものとして、ごあいさつをお受けするところではありますが、申し合わせにより、議会役員がすべて決定した後ということで、ご了承願います。

谷本 貢議長 日程12、選任第1号「常任委員会委員の選任」から日程13、選任第2号「議会運営委員会委員の選任」、日程14、選任第3号「特別委員会委員の選任」までの3件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、日程12、日程13及び日程14の3件を一括議題とします。

常任委員会委員、議会運営委員会委員、特別委員会委員の指名について、委員会条例第7条の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました名簿のとおり、それぞれの委員に選任することに決定しました。

各委員会の委員が選任されましたので、それぞれの委員会の委員長及び副委員長が互選されるわけですが、ただいまより暫時休憩したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。暫時休憩します。

(午後3時15分 休憩)

(午後3時16分 再開)

谷本 貢議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各委員会が開催され、それぞれの正副委員長が互選されましたので、お手元に配付しました名簿をもって報告とさせていただきます。

谷本 貢議長 日程15、推せん第1号「農業委員会議会選出委員の推せん」を議題とします。

農業委員会議会選出委員の指名については、私から指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

地方自治法第117条の規定により、岡本重樹君の退場を求めます。

(岡本重樹議員 退場)

谷本 貢議長 それでは、指名させていただきます。

農業委員会議会選出委員に岡本重樹君を推薦したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、農業委員会議会選出委員に岡本重樹君を推薦することに決定しました。

岡本重樹君の入場を求めます。

(岡本重樹議員 入場)

谷本 貢議長 ただいま岡本重樹君が農業委員会議会選出委員に推薦することに決定しましたので、報告します。

谷本 貢議長 日程16、選挙3号「阪南岬消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選とすることに決定しました。

指名については、私から指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、私から指名することに決定しました。

阪南岬消防組合議会議員に、総務文教委員会委員長の田代 堯君、総務文教委員会副委員長の辻下文信君、議長の私、谷本 貢を指名します。

お諮りいたします。ただいま指名しました田代 堯君、辻下文信君と谷本 貢を当選者と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました田代 堯君、辻下文信君、谷本 貢が阪南岬消防組合議会議員に当選されました。

ただいま阪南岬消防組合議会議員に当選されました3名が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、告知をします。

私のほか2名の方、よろしく申し上げます。

谷本 貢議長 日程17、議案第42号「監査委員の選任について同意を求める件」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、和田勝弘君の退場を求めます。

(和田勝弘議員 退場)

谷本 貢議長 本件について、提案理由の説明を求めます。町長、石田正弘君。

石田町長 日程17、議案第42号、監査委員の選任について同意を求める件について、ご説明申し上げます。

議会議員から選任の出口 實氏が監査委員を退任されましたので、和田勝弘氏を監査委員に選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、人事に関することですので、討論を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより議案第42号「監査委員の選任について同意を求める件」を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第42号は、これに同意することに決定しました。

和田勝弘君の入場を求めます。

(和田勝弘議員 入場)

谷本 貢議長 ただいま、監査委員の選任同意が可決されましたので、報告します。

谷本 貢議長 お諮りします。日程18、「総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について」から日程19、「厚生委員会の閉会中の所管事務調査について」、日程20、「事業委員会の閉会中の所管事務調査について」及び日程21、「議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について」までの4件について、一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、日程18から日程21までの4件は、一括議題とすることに決定しました。

お手元に配付しております申出書のとおり、3常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、それぞれの所管事務について、閉会中の継続審査をしたい旨の申し出があります。

お諮りします。3常任委員長並びに議会運営委員長からの申出書のとおり、それぞれ閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもちまして、すべての委員会構成が成立しました。

谷本 貢議長 次に、日程 22、議案第 43 号「専決処分の承認を求める件（岬町税条例の一部改正）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

白井住民部長 日程 22、議案第 43 号、専決処分の承認を求める件（岬町税条例の一部改正）について、ご説明いたします。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分理由についてご説明いたします。議案書の裏面をご参照ください。

地方自治法の一部を改正する法律が平成 20 年 4 月 30 日に再可決され、一部の規定を除き、公布日、同年 4 月 30 日から施行されます。この改正に準じ、岬町税条例の一部改正を次回の定例会において予定しておりますが、この改正条例の中に、納税者にとって不利益となる項目があり、この不利益な改正項目については、地方税法の公布と同時に税条例に盛り込む改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、4 月 30 日付で専決処分したものでございます。

改正が行われました附則第 15 条は、上場間もないベンチャー企業へ、個人投資家が投資する際に適用する税制上の優遇措置を規定しており、その内容は、特定中小会社が、こうした特定株式の譲渡に係る損失が発生したとき、その損失が発生した翌年度以降 3 年間の繰越控除が、また、特定株式の譲渡に係る利益が発生したとき、その譲渡益を 2 分の 1 に圧縮して課税する特例措置が認められております。

しかし、今回の地方税法の一部改正によりまして、この譲渡益を 2 分の 1 に圧縮して課税する特例制度が廃止されたことに伴う改正が主な内容となっているところでございます。

それでは、改正条例の内容を説明いたします。

お手元の改正条例または別冊の新旧対照表もあわせてご参照願います。

附則第 15 条第 1 項から第 6 項までは、特定株主を売却した際に損失が発生したとき、その損失が発生した翌年度以降 3 年間、この譲渡損失の繰越控除が認められており、その規定が適用された場合について定めておりますが、同条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の改正は、この課税の特例を定める地方税法が、今回の改正により、関係条文が移動したことに伴う改正となっております。

また、第2項の改正につきましては、同条の第8項が削除されたことに伴う改正でございます。

次に、第7項及び第8項を削る改正につきましては、先ほどご説明いたしました特定会社が発行した株式に係る譲渡所得を2分の1に圧縮する特例を第7項及び第8項で定めておりますが、今回、この制度の廃止に伴い、これを削除するものでございます。

次に、附則第1条は、施行期日を定めており、この条例は、地方税法の改正の施行日と同じ、平成20年4月30日から施行することとしております。

また、附則第2条は、町民税に関する経過措置を定めており、第2項におきましては、平成21年4月30日の施行日の前に取得した特定株式については、引き続き株式の譲渡所得を2分の1に圧縮する特定規定を適用する経過措置を設けているところでございます。

以上が岬町税条例の一部を改正する条例の内容につきまして、ご説明させていただきました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより議案第43号「専決処分の承認を求める件(岬町税条例の一部改正)」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第43号は、原案のとおり承認することに決定しました。

谷本 貢議長 それでは、僭越でございますが、新役員を代表しまして、私の方からごあいさつを申し上げたいと思いますので、降壇をお許し願います。

また、三役、各常任委員長、議会運営委員長さんは演壇の方へお願いします。

(谷本 貢議長 降壇)

谷本 貢議長 本日は、議案の審議並びに議会役員の選挙等、臨時会の運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。

おかげをもちまして、本年度の議会構成が決まりました。

本町を取り巻く情勢は、一段と厳しくなっていく状況ではございますが、よりよいまちづくりのために、また、議会運営につきましても、七役一同、皆様と相談し、知恵を出し合い、工夫しながら、この1年間、頑張ってきた所存でございますので、皆様方のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたしまして、簡単ではございますが、これをもちまして就任のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

（谷本 貢議長 議長席へ）

谷本 貢議長 それでは、1年間ご苦労されました前三役、各常任委員長、議会運営委員長さんは、演壇の方へお並び願います。

前役員を代表しまして、辻下正純前議長からあいさつをお願いいたします。

辻下正純議員 前役員を代表いたしまして、私の方から一言ごあいさつ申し上げます。

1年間、皆様のご協力により、無事に責務を終えることができましたことをお礼申し上げます。

本町の現状を見ますと、これまで以上に議会が一丸となって取り組んでいかなければならない課題もございます。

新しい役員さんにはご苦労をおかけいたしますが、よりよい議会運営のほど、よろしくお願いいたしまして、お礼のあいさつにかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

谷本 貢議長 前役員の皆さん、1年間、本当にご苦労さまでした。

どうぞ、議席にお戻りください。

谷本 貢議長 お諮りします。

以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は、すべて議了しました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これをもって、平成20年第1回岬町議会臨時会を閉会します。

長時間にわたる慎重審議、ありがとうございました。

(午後3時36分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成20年5月8日

岬町議会

議 長 谷 本 貢

議 員 田 代 堯

議 員 小 川 日 出 夫